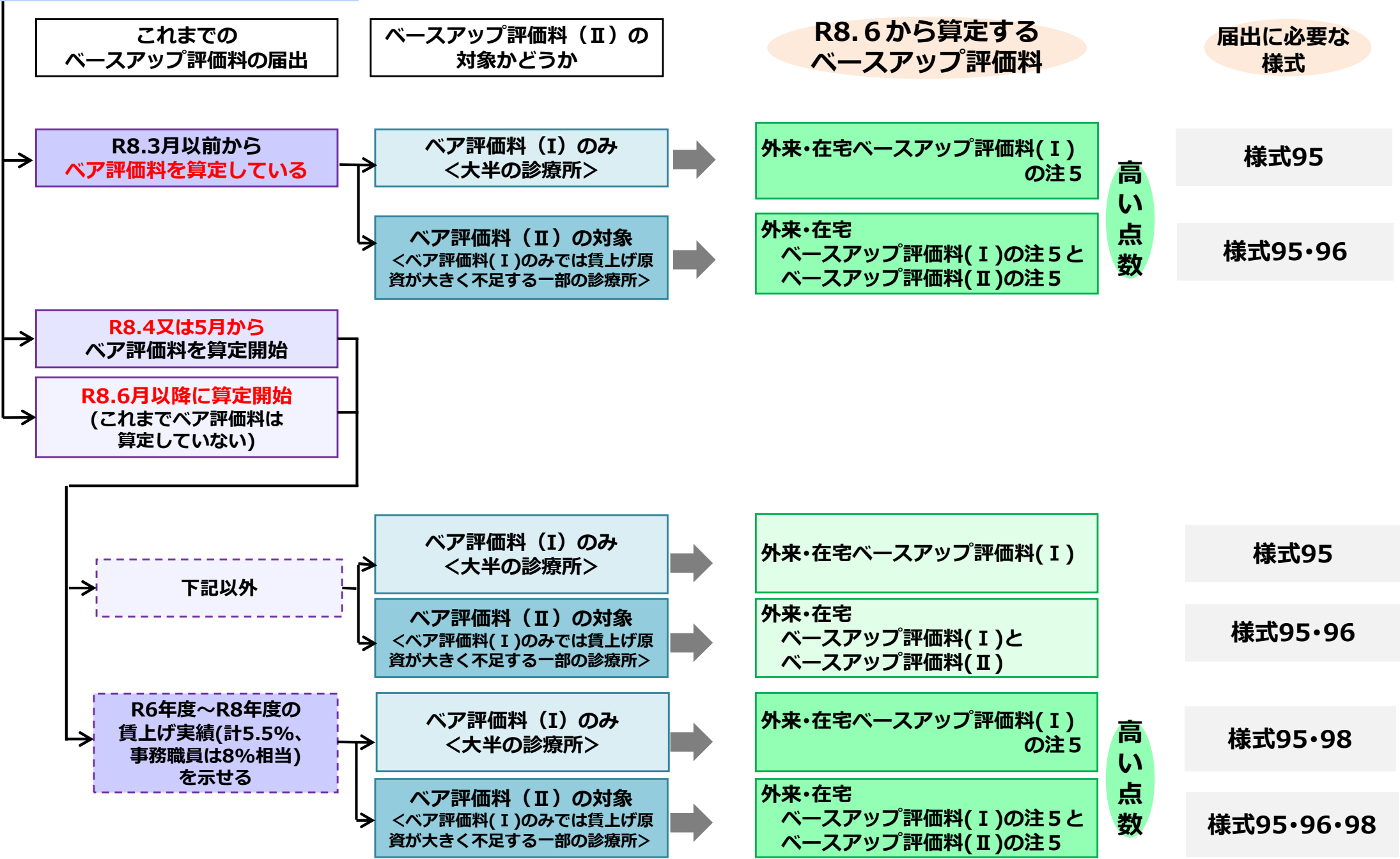


ベースアップ評価料の届出に必要な様式 早見表 <令和8年度版>

無床診療所の場合



ベースアップ評価料の届出に必要な様式 早見表 <令和8年度版>

有床診療所の場合

これまでの
ベースアップ
評価料の届出

入院ベースアップ評価料 と
外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅱ)
のいずれを選ぶか

R8.6 から算定する
ベースアップ評価料

届出に必要な
様式

有床診療所では、入院ベースアップ評価料と外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)を選択できます。
多くの有床診療所では入院ベースアップ評価料の方が算定できる総点数が高くなりますが、入院患者
が極めて少ない場合、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)のほうが総点数が高くなる場合があります。

R8.3月以前から
ベア評価料を
算定している

入院ベースアップ評価料
を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5と
入院ベースアップ評価料

様式95・97・
98

外来・在宅ベースアップ評価料
(Ⅱ) を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5と
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の注5

様式95・96

※入院ベースアップ評価料又は外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)のいずれかを算定していた場合をいいます。
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)のみを算定していた場合は、「算定していない」の選択肢に進んでください。

R8.4又は5月から
ベア評価料を
算定開始

R8.6月以降に
算定開始
(これまでベア評価料を
算定していない)

入院料には令和6年度改定によるベースアップ評価料が含まれているため、令和8年3月ま
でにベースアップ評価料を算定していなかった医療機関は、入院料の一部が減算されます。

下記以外

入院ベースアップ評価料
を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)と
入院ベースアップ評価料

入院料
減算対象

様式95・97

外来・在宅ベースアップ評価料
(Ⅱ) を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)と
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)

入院料
減算対象

様式95・96

R6年度～
R8年度の
賃上げ実績
(計5.5%、
事務職員は
8%相当)
を示せる

入院ベースアップ評価料
を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5と
入院ベースアップ評価料

様式95・97・
98

外来・在宅ベースアップ評価料
(Ⅱ) を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5と
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の注5

様式95・96・
98

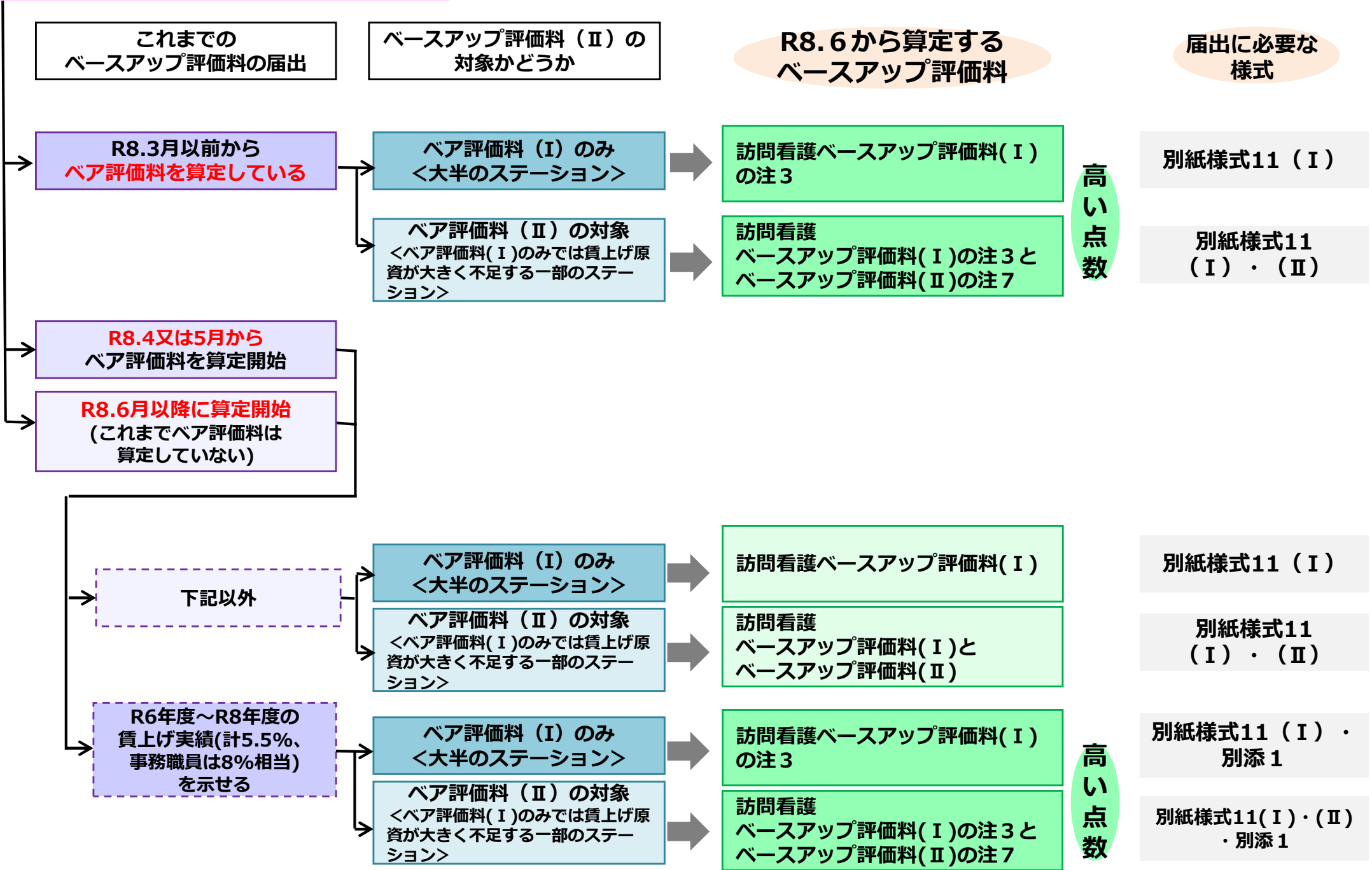
ベースアップ評価料の届出に必要な様式 早見表 <令和8年度版>

病院の場合



ベースアップ評価料の届出に必要な様式 早見表 <令和8年度版>

訪問看護ステーションの場合



令和8年5月以前にベースアップ評価料を算定している医療機関・訪問看護ステーション向け

これまでにベースアップ評価料を届け出ている、
令和8年6月以降も算定を続けるには、**改めて、令和8年5月中に届出が必要です**
(6月1日必着)

必要な手続き

令和8年5月

5月7日(木)から6月1日(月)(必着)までに、地方厚生局(都道府県事務所)へ、該当の様式を提出

↓

令和8年6月から新ベースアップ評価料の算定開始

令和8年8月

8月中に、令和7年度「賃金改善実績報告書」を提出(令和7年度の実績を報告)

8月中に、令和8年度「賃金改善中間報告書」を提出(令和8年度の6月～7月時点での賃上げ状況を報告)

令和9年5月

令和9年6月以降にベースアップ評価料を算定する場合、該当の様式を提出

※前年度から継続の場合も提出
※ただし、令和8年度から継続して
・外来・在宅ベースアップ評価料(I) 又は
・訪問看護ベースアップ評価料(I) を算定する場合は提出不要

令和9年8月

8月中に、令和8年度「賃金改善実績報告書」を提出(令和8年度の実績を報告)

8月中に、令和9年度「賃金改善中間報告書」を提出(令和9年度の6月～7月時点での賃上げ状況を報告)

令和7年度の算定に関する手続き

R7年度 実績報告書

8月

令和8年度の算定に関する手続き

届出書

5月

算定期間 (6月から翌年5月)

R8年度 中間報告書

8月

R8年度 実績報告書

8月

令和9年度の算定に関する手続き

※届出書

5月

算定期間 (6月から翌年5月)

R9年度 中間報告書

8月

令和8年6月以降にはじめてベースアップ評価料を算定する医療機関・訪問看護ステーション向け

ベースアップ評価料を

令和8年6月から算定するには、**令和8年5月中に**届出が必要です
(6月1日必着)

令和8年5月

令和8年8月

令和9年5月

令和9年8月

5月7日(木)から6月1日(月)(必着)までに、地方厚生局(都道府県事務所)へ、該当の様式を提出

令和8年6月から新ベースアップ評価料の算定開始

8月中に、令和8年度「賃金改善中間報告書」を提出(令和8年度の6月～7月時点での賃上げ状況を報告)

令和9年6月以降にベースアップ評価料を算定する場合、該当の様式を提出
※前年度から継続の場合も提出
※ただし、令和8年度から継続して
・外来・在宅ベースアップ評価料(I) 又は
・訪問看護ベースアップ評価料(I) を算定する場合は提出不要

8月中に、令和8年度「賃金改善実績報告書」を提出(令和8年度の実績を報告)

8月中に、令和9年度「賃金改善中間報告書」を提出(令和9年度の6月～7月時点での賃上げ状況を報告)

必要な手続き

令和8年度の算定に関する手続き

届出書
5月

算定期間 (6月から翌年5月)

R8年度
中間報告書
8月

R8年度
実績報告書
8月

令和9年度の算定に関する手続き

※届出書
5月

算定期間 (6月から翌年5月)

R9年度
中間報告書
8月

調剤ベースアップ評価料を

令和8年6月から算定するには、**令和8年5月中に** 届出が必要です

(6月1日必着)

令和8年5月

令和8年8月

令和9年5月

令和9年8月

必要な手続き

5月7日(木)から6月1日(月)(必着)までに、地方厚生局(都道府県事務所)へ、**様式103**を提出

令和8年6月から新ベースアップ評価料の算定開始

8月中に、令和8年度「賃金改善**中間報告書**」を提出(令和8年度の6月~7月時点での賃上げ状況を報告)

※様式104を提出

令和9年6月以降にベースアップ評価料を算定する場合、該当の様式を提出

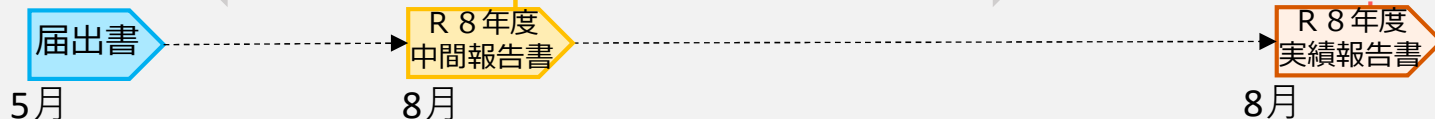
※ただし、令和8年度から継続して調剤ベースアップ評価料を算定する場合は提出不要

8月中に、令和8年度「賃金改善**実績報告書**」を提出(令和8年度の実績を報告)

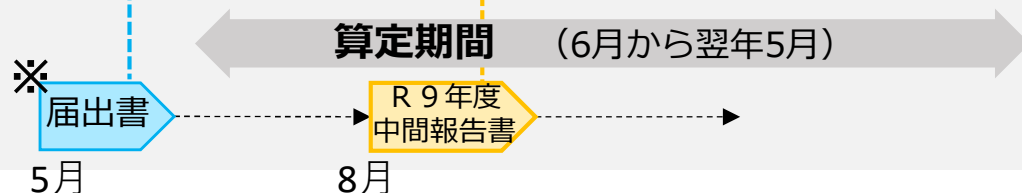
8月中に、令和9年度「賃金改善**中間報告書**」を提出(令和9年度の6月~7月時点での賃上げ状況を報告)

※様式104を提出

令和8年度の算定に関する手続き



令和9年度の算定に関する手続き



ベースアップ支援料を

令和8年6月から算定するには、**令和8年5月中に** 届出が必要です
(6月1日必着)

令和8年5月

5月7日(木)から6月1日(月)(必着)までに、地方厚生局(都道府県事務所)へ、**様式101**を提出

令和8年6月からベースアップ支援料の算定開始

必要な手続き

令和9年8月

8月中に、令和8年度「**実績報告書**」(様式102)を提出(令和8年度の実績を報告) ※様式102を提出

令和10年8月

8月中に、令和9年度「**実績報告書**」(様式102)を提出(令和9年度の実績を報告) ※様式102を提出

令和8年度の算定に関する手続き

届出書
5月

算定期間(6月から翌年5月)

R8年度
実績報告書
8月

令和9年度の算定に関する手続き

5月

算定期間(6月から翌年5月)

5月

R9年度
実績報告書
8月